

住宅宿泊事業（民泊）に伴う「消防法令適合通知書」の交付について

住宅宿泊事業法（平成30年6月15日施行）に基づく民泊サービス事業を行う場合、埼玉県観光課への届出が必要となりますが、届出の際には「消防法令適合通知書」が求められます。

消防本部予防課（相談・受付窓口となります。）へ交付申請がなされ、消防法令に適合していると認められる場合は、「消防法令適合通知書」を交付します。

※ 概要については、下記ホームページを参照願います。

- ・住宅宿泊事業について（[埼玉県ホームページ](#)）
- ・住宅宿泊事業法関係法令・民泊制度ポータルサイト（[観光庁ホームページ](#)）
- ・民泊における消防法令上の取扱い等について（[消防庁ホームページ](#)）



【申請に必要なもの】

- ・消防法令適合通知書交付申請書（民泊用）
- ・住宅宿泊事業届出書（写し）※届出る前のもので可
- ・関係図面等（申請書に記載した面積等が確認できるもの）



【申請から交付まで】

- 1 申請前の事前相談（申請が円滑になされるよう手続き等についてご説明します。）
- 2 消防法令適合通知書の交付申請（申請書類の確認と立入検査日等について調整を行います。）
- 3 消防法令適合状況の調査（立入検査等により消防法令の適合状況について調査を行います。）
- 4 消防法令適合通知書の交付（消防法令に適合していると認められる場合に交付します。）

【事前相談について】

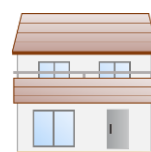
一戸建て住宅や共同住宅の一室などを活用して民泊サービス事業を行う場合、宿泊室の面積や家主の居住状況によっては、消防法令上の旅館やホテルと同等の扱いとなり、新たに消防用設備等（自動火災報知設備など）が必要となる場合があります。

民泊サービス事業を予定されている方は、消防本部予防課へ事前相談（まずはお問い合わせ）をお願いします。

なお、消防法令上の用途が一般住宅となる届出住宅であっても、火災予防条例により宿泊室に住宅用火災警報器の設置が必要となります。

【申請書ダウンロード】

「消防法令適用通知書交付申請書（民泊用）」（[PDF](#)）（[Word](#)）



お問い合わせ先

比企広域消防本部予防課 TEL 0493-23-2268 / Email yobo119@hiki-saitama.jp